法務局地図作成事業について（お知らせ）

法務局では、毎年、不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成する事業を実施しています。

京都地方法務局においては、令和5・6年度は、以下の地区で地図を作成していますので、お知らせいたします。

☆ 地図作成の目的

現在、法務局に備え付けられている地図は、大多数のものが明治時代に作られたものを基に作成されており、これに変更・修正を行ったことにより、地図上の形状と現地が一致しないものや、土地の境界（法律上、「筆界」と言います。）が正しく表示されていないものがあります。

このように地図で土地の区画が明確にできない場合には、土地や建物の売買などの不動産取引や、道路・下水道の整備などの公共事業を行う際に支障が生じる場合があります。

そこで、法務局では、土地一筆ごとの境界（筆界）を確認の上、国家基準点に基づいた測量を実施して、土地の位置形状を正確に特定し、現地と一致する精度の高い地図を作成する事業を実施しています。

この地図ができると、災害等による境界標の亡失・破損、現地の構造物の変更等により、境界（筆界）の位置が分からなくなっても、この地図に基づいて境界（筆界）の位置を復元することができます。

各作業地区内の土地を所有する皆様には、この地図作成作業の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますよう、お願いいたします。

☆ 作業期間等

作 業 期 間	令和7年3月末まで
計 画 機 関	京都地方法務局
作 業 機 関	公益社団法人京都公共嘱託登記土地家屋調査士協会

1　作業地区　京都市右京区西京極西地区

（町名）　京都市右京区西京極南方町・西京極芝ノ下町・西京極前田町の全部

京都市右京区西京極西池田町・西京極堤外町・西京極郡醍醐田町・西京極北裏町・西京極西川町・西京極中町・西京極佃田町・西京極中沢町・西京極東向河原町・西京極橋詰町・西京極東町の一部

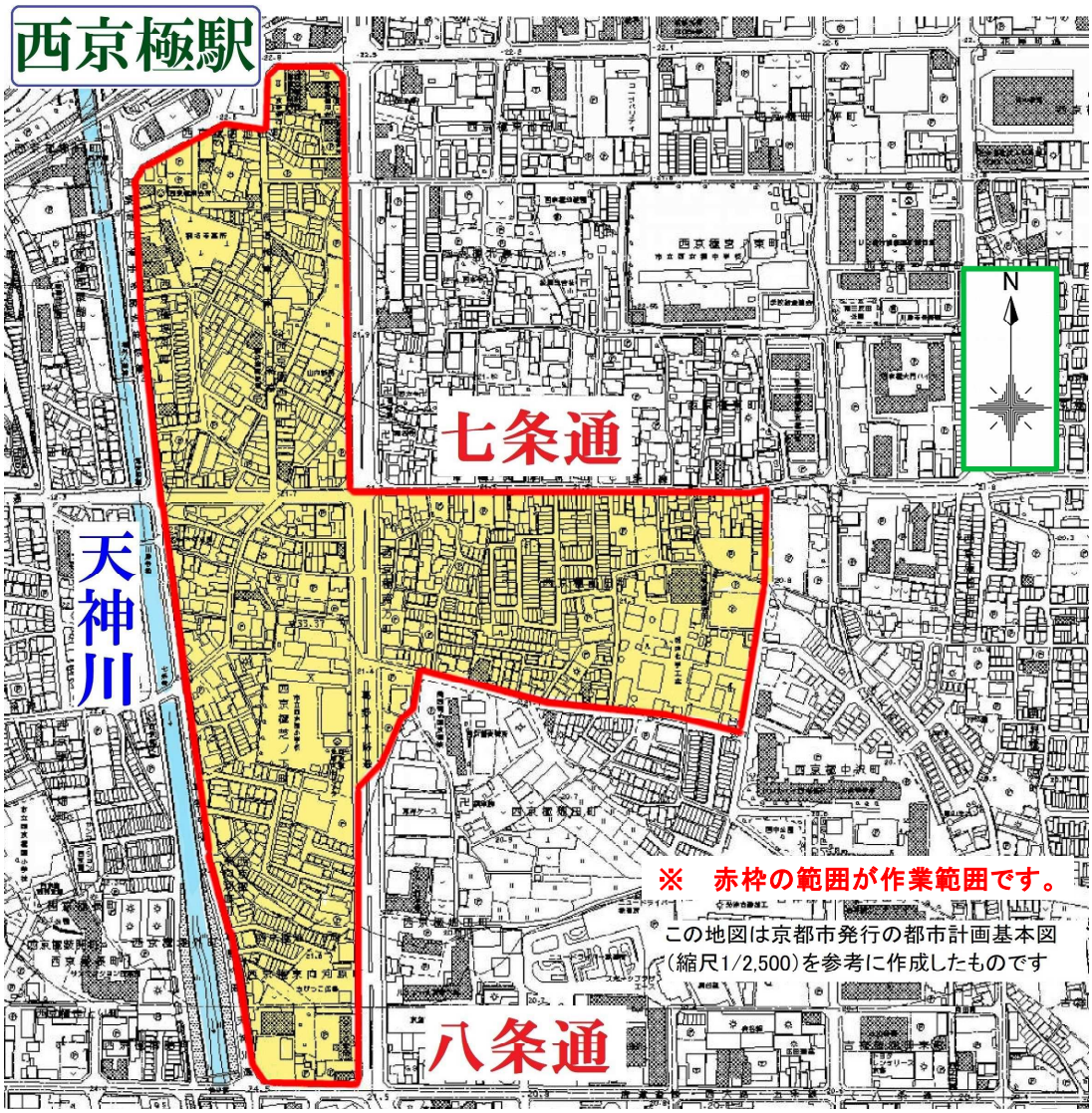

☆ お問合せ・連絡先

〒615-0826

京都市右京区西京極芝ノ下町37－5

京都地方法務局地図作成現地事務所

［電話］075－325－4055

京都地方法務局イメージキャラクター
「ほっぴぃちゃん」

業務取扱時間:午前9時から午後5時まで

（土・日・祝日、年末年始期間（12月28日～1月5日）を除く。）

※職員が不在の場合がありますので、事前に電話連絡の上、お越し下さい。

2　作業地区　八幡市橋本栗ケ谷、橋本狩尾地区
（町名）　八幡市橋本栗ケ谷・橋本狩尾の全部
八幡市橋本米ノ尾・橋本北浄土ケ原・橋本興正の一部

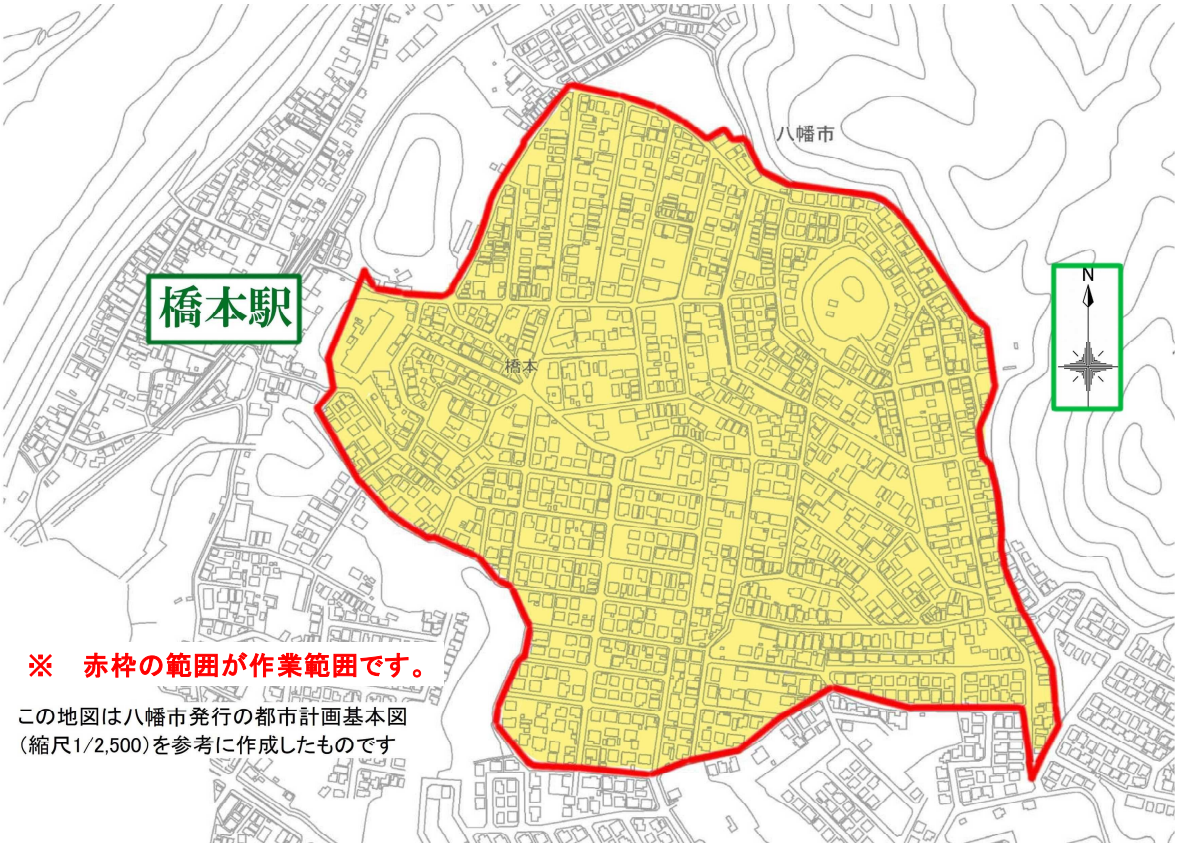

☆ お問合せ・連絡先

〒614-8002
京都府八幡市八幡土井108－16　清風ハイツ103号室
京都地方法務局地図作成現地事務所
［電話］075－971－3007

京都地方法務局イメージキャラクター
「ほっぴいちゃん」

業務取扱時間:午前9時から午後5時まで
（土・日・祝日、年末年始期間（12月28日～1月5日）を除く。）
※職員が不在の場合がありますので、事前に電話連絡の上、お越し下さい。